答弁第一八一号平成二十九年四月七日受領

内閣衆質一九三第一八一号

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安 倍 晋  $\equiv$ 

衆 議 院議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の言う三つの疑惑に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の言う三つの疑惑に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府として、私人のインタビューにおける私人の個々の発言について確認する立場にない。

三及び五から七までについて

御指摘の 「籠池夫人見解」は、私人のインタビューにおける私人の発言であると承知しており、政府と

して確認する立場にないため、 当該見解を前提とした質問にお答えすることは困難である。

なお、三及び五については、 菅内閣官房長官は、 平成二十九年三月二十八日午後の記者会見において述

べたとおり、 証拠のない言い合いを続けるよりは、 誰にでも分かる客観的な証拠をきちんと示していくこ

とが必要である、との趣旨で発言したものである。また、六については、 安倍内閣総理大臣は、 同日 . の 参

議院決算委員会において、事実がないと主張する者は当該事実がないことを証明することが難しく、一方

で、事実があると主張する者により提示される証拠については検証されるべきである、との趣旨を述べた

ものである。

四について

同日に自由民主党において公開されたものであると承知しており、政府において公開したものではない。

平成二十九年三月二十四日午後の記者会見において菅内閣官房長官が述べた御指摘の「このメール」は、